

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十六条まで（現行のとおり）</p> <p>（公害等調整委員会の裁定）</p> <p>第三十七条 第十二条第二項及び第十三条第二項の規定による処分 に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取 業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定 を申請することができる。この場合には、<u>審査請求</u>をすることが できない。</p> <p>2 <u>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二條の</u> 規定は、前項の処分につき、<u>処分をした行政庁</u>が誤って審査請求 又は<u>再調査の請求</u>をすることができる旨を教示した場合に準用す る。</p> <p>第三十八条から第七十二条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p> <p>別表第四（第五十四条関係）</p> <p>一 有料施設の利用料金</p> <p>（一）（現行のとおり）</p> <p>（二）宿泊施設</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十六条まで（略）</p> <p>（公害等調整委員会の裁定）</p> <p>第三十七条 第十二条第二項及び第十三条第二項の規定による処分 に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取 業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定 を申請することができる。この場合には、<u>行政不服審査法（昭和</u> <u>三十七年法律第百六十号）による不服申立て</u>をすることができな い。</p> <p>2 <u>行政不服審査法第十八條の規定は、前項の処分につき、処分庁</u> が誤って審査請求又は<u>異議申立て</u>をすることができる旨を教示し た場合に準用する。</p> <p>第三十八条から第七十二条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p> <p>別表第四（第五十四条関係）</p> <p>一 有料施設の利用料金</p> <p>（一）（略）</p> <p>（二）宿泊施設</p>

名称		種別	単位	利用料金
東京都 立大島 公園海 のふる さと村	セント ラル ロッジ	一般	泊 一人二	二千円
		小学生（小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の児童をいう。以下同じ。）及び中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。以下同じ。）		千六百元
		学齢に達しない者（一ベッド使用の場合）		八百円
	（現行 のお り）	（現行 のお り）	（現行 のお り）	（現行の とお り）
				（現行の とお り）

名称		種別	単位	利用料金
東京都 立大島 公園海 のふる さと村	セント ラル ロッジ	一般	泊 一人二	二千円
		小学生（小学校（特別支援学校の小学部及びこれに準ずるものを含む。）の児童をいう。以下同じ。）及び中学生（中学校（特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。以下同じ。）		千六百元
		学齢に達しない者（一ベッド使用の場合）		八百円
	（略）	（略）	（略）	（略）
				（略）

二 有料用具の利用料金 (現行のとおり)

(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
			(現行のとおり)	(現行のとおり)				
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
			(現行のとおり)	(現行のとおり)				
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
			(現行のとおり)	(現行のとおり)				
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
			(現行のとおり)	(現行のとおり)				

二 有料用具の利用料金 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)				